

鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託の事業者選定要領

1 目的

委託事業者の選定について、鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、公平かつ円滑に行うため必要な事項を定める。

2 選定委員会

(1) 委託事業者の選定は、健康福祉部次長兼鈴鹿市社会福祉事務所長、健康福祉政策課長、保護課長、教育支援課長をもって構成するプロポーザル選定委員会を設置し、委員長には、健康福祉部次長兼鈴鹿市社会福祉事務所長を、副委員長には健康福祉政策課長を当てて行う。

(2) 前項の規定により設置する委員会の名称は「鈴鹿市生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業委託に係るプロポーザル選定委員会」とする。

3 選定対象者

本選定委員会は、実施要領に定める応募資格を満たす者について、選定を行うものとする。

4 基本的な考え方、評価項目の観点と項目評価点、審査方法 企画提案選定基準に記載。

5 審査結果

優先交渉権者の選考は速やかに決定し、優先交渉権者に電話及び書面で通知する。

6 庶務

本選定委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において処理する。